

千葉市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年1月20日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	廃止年月日
(診療所)		
本千葉メンタルクリニック	千葉市中央区長洲1-1-10 KCSビル4F	令和2年11月30日
みねた婦人科クリニック	千葉市緑区あすみが丘1-19-2 大森ビル3階	令和2年12月21日
(薬局)		
つばきの森薬局	千葉市中央区椿森6-5-2	令和2年11月30日
調剤薬局ツルハドラッグ 蘇我駅前店	千葉市中央区南町2-15-19	令和2年10月4日